

<記入例>

会社等勤務の場合

豊橋市公営児童クラブ加入申込用紙

児童クラブ名	児童氏名	生年月日	新学年
今 橋	豊橋 太郎	平成 2年 10月 1日生	1 年
		令和 年 月 日生	年
	児童クラブ	令和 年 月 日生	年

※事業所記入欄は必ず就労先の事業所が記入してください。事業所に無断で作成や改変を行った場合は、児童クラブの利用を取消します。また、犯罪行為にあたるため、処罰の対象となることがあります。

※事業所記入欄

事業所記入欄(太枠内)は、必ず勤務先で証明してもらうこと。

就 労 者	住 所	豊橋市 今橋町1番地の1		
	氏 名	豊橋 一郎		
雇 用 の 形 態	(常勤) ・ パート ・ その他 ()			
雇 用 開 始 日 (雇 用 期 限)	平成20 年 4 月 1 日 から (期限がある場合) 年 月 日まで			
就 労 時 間	平 日	9 時 00 分 ~ 17 時 00 分 (実働 7 時間 00 分)		
	土 曜	9 時 00 分 ~ 15 時 00 分 (実働 5 時間 00 分)		
勤 務 し な い 日	日) 曜日 ・ 不定休 ・ その他 (祝日 記入忘れに注意			
就 労 職 務	庶務事務			
加入条件審査項目のため、必ず記入 ※訂正は事業主が二重線を引き正しいものを記入	前3か月の実績(実績がない場合、今後3か月の見込)			
	11月分	10月分	9月分	8月分
	19日	17日	20日	18日
土曜日の出勤日数	1日	3日	0日	1日
育児休業の取得	期間	令和8年 10月 1日から 令和9年 9月 30日まで		
就労者の勤務先 (事業所所在地と異なる場合のみ記入してください。)	所在地 事業所(店舗)名	豊橋市吉田町14 吉田サービスセンター (勤務先電話 ○×-3456)		

雇用の期限が決まっている場合に記入

記入忘れに注意

育児休業取得中の場合は記入

保護者による記入と判断した場合、市役所(児童クラブ)から事業所へ、事業所による記入であるかどうかの事実確認を行います。また、再提出依頼を保護者へいたします。

事業所名	株式会社 豊橋市児童クラブ		
事業主(雇主)役職・氏名	役職	代表取締役	氏名 今橋 裕也 ☎ ○×-2345
担当者※	部署	総務課	氏名 豊橋 一郎 ☎ ○×-1234

※事業主(雇主)以外が記入した場合、担当者の部署名、氏名、連絡先をご記入ください。

(事業主の方へ)

- この書類は児童クラブ加入申込みの際必要ですので、就労状況について証明をしてください。
- 事実確認や適性な管理のため、市より就労状況等について確認の連絡をすることがあります。
- 事実と相違した場合は、児童クラブ加入を取り消すことがあります。
- 就労日や時間が不規則な場合は、シフト表の提出を依頼することがあります。

<記入例>

自営業の場合

豊橋市公営児童クラブ加入申込用

児童クラブ名	豊橋 太郎	生年月日	新学年
今 橋	平成 令和	2年 10月 1日生	2 年
児童クラブ	平成 令和	年 月 日生	年
	平成 令和	年 月 日生	年

令和9年度の学年

家業（自営業・農業等）従事申告書

業 種	とよはし	代表者氏名	愛知 太郎
事業所所在地	飲食業	事業開始日	平成 19 年 2 月 1 日
住居との関係	豊橋市今橋町 2 2 2 番地 (電話番号) 〇×-1 2 3 4		
営 業 時 間	同一・同一敷地内別棟の場合は理由を記入 同一・同一敷地内別棟・居住外・その他 () 同一・同一敷地内別棟の場合は、家で子どもをみる事が出来ない理由 (営業時間中は常時、接客があり、子どもをみる事ができない。)		
	8 時 00 分 ~ 19 時 00 分	定休日	(日) 曜日

②農業等

主な就労場所 (町名)	定休日	() 曜日
作 物 名 (耕作面積)	例:米(50アール)、白菜(10アール)	
畜 種 名	頭数等	
そ の 他	数 等	

従事者

氏 名	続柄	就労時間 (実働時間)	就労日数 (月当たり)	就労開始日
豊橋 一郎	父	8 時 00 分 ~ 19 時 00 分 (10時間 00分)	25 日	平成 23 年 2 月 1 日
豊橋 吉子	母	8 時 00 分 ~ 16 時 00 分 (7時間 00分)	25 日	平成 23 年 2 月 1 日
	祖父	時 分 ~ 時 分 (時間 分)	日	年 月 日
	祖母	時 分 ~ 時 分 (時間 分)	日	年 月 日

上記のとおり家業に従事していることを申告します。

令和 8 年 1 1 月 1 日

従事代表者氏名

愛知 太郎

確認のため市役所から連絡をさせていただきますことがあります。

記載。作物の種類により、クラブ加入期間。年間通しの加入であれば

裏面あり(農業の場合の書き方)

2 事実と相違した場合は、児童クラブ加入を取り消すことがあります。

<記入例>

農業の場合

豊橋市公営児童クラブ加入申込用

児童クラブ名	児童氏名	生年月日	新学年
今 橋 児童クラブ	愛知 花子	平成 2年 10月 1日生	2 年
		平成 年 月 日生	年
		平成 年 月 日生	年

令和9年度の学年

家業（自営業・農業等）従事申告書

①自営業

事業所名	代表者氏名
業 種	事業開始日 昭和・平成 年 月 日
事業所所在地	(電話番号)
住居との関係	同一・同一敷地内別棟・居住外・その他()
営業時間	時 分 年 月 日

年間利用の場合、作物は年間通したものであること。

家庭菜園程度の内容では就労と認められません。

②農業等

主な就労場所(町名)	豊橋市今橋町	定休日	(不定休) 曜日
作物名(耕作面積)	白菜(30アール)、米(50アール)、スイカ(20アール)	例;米(50アール)、白菜(10アール)	
畜種名	頭数等		
その他	数 等		

従事している全員を記入

記入忘れに注意

加入条件審査項目のため、必ず記入

従事者

氏 名	続柄	就労時間(実働時間)	就労日数(月当たり)	就労開始日
愛知 豊一	父	9 時 00分 ~ 17 時 00分 (7時間 00分)	20 日 平成	20 年 10 月 1 日
愛知 豊子	母	9 時 00分 ~ 17 時 00分 (7時間 00分)	20 日 平成	23 年 4 月 1 日
愛知 良男	祖父	9 時 00分 ~ 16 時 00分 (6時間 00分)	20 日 昭和	35 年 4 月 1 日
愛知 芳子	祖母	9 時 00分 ~ 16 時 00分 (6時間 00分)	20 日 昭和	35 年 4 月 1 日

農業等の場合、開始日をわかる範囲で記入

従事者のうち、代表者が署名してください。

上記のとおり家業に従事

令和 8年 11月 1日

従事代表者氏名

愛知 豊一

記入上の注意

- 作物名等は収入を得ている主なものを記載。作物の種類により、クラブ加入期間(稲作であれば、4~10月がクラブ加入期間。年間通しの加入であれば)
- 事実と相違した場合は、児童クラブ加入を取り消すことがあります。

確認のため市役所から連絡をさせていただきますことがあります。